

福祉サービス第三者評価の結果



1 施設・事業所情報

(1) 事業所概況

事業所名称 (施設名)	児童養護施設「藤聖母園」	種別	児童養護施設		
代表者氏名 (管理者)	園長 木村 直彦	開設年月日	昭和 27 年 5 月 9 日		
設置主体 (法人名等)	社会福祉法人藤聖母園	定員	71 名	利用人数	48 名 (平成 29 年 4 月 1 日現在)
所在地	(〒030-0841) 青森県青森市奥野 3 丁目 7 番 1 号				
連絡先電話	017-734-0489	F A X 電話	017-734-2344		
ホームページアドレス	http://www.fujiseiboen.or.jp/				
第三者評価の受審状況	これまでの受審回数	受審履歴			
	2 回	平成 26 年度、平成 29 年度			

(2) 基本情報

理念・基本方針	<p>《法人理念》 「(キリスト教の人間愛の教えを原点に) 一人ひとりが かけがえのない存在として 生きること」</p> <p>《園の基本理念・基本方針》 「入所児童一人一人が、かけがえのない存在であることを基本に、児童と職員との信頼関係を築き、共同生活の中に家庭の機能を最大限に発揮して養育に当たる。また、いろいろな体験をとおし児童各々の資質向上を図り、その自立支援、自己実現に向かって援助する。更に、キリストの愛に応えて、ホームごとの目標に向かって個別的、集団的に、その時々々の行動を通して養育する。」</p> <p>《養育指導目標》 「・静かに神を憶い、すべてに感謝する人 ・健康で明るい人 ・自主的で、創造性豊かな人 ・人の話を聴き分ける知恵と自己抑制に励む人 ・人に迷惑をかけず思いやりのある人 ・積極的な奉仕活動と全に励み最後までやり抜く人」</p> <p>《本年度の重点目標》 「感謝の気持ち 自他を大切にする子ども」</p>
---------	--

サービス内容（事業内容）	施設の主な行事
<ul style="list-style-type: none"> ・自立支援のための積極的な取り組み ・虐待児童への心理療法指導 ・医療的支援 ・里親支援 ・家庭支援 ・学力向上策 ・幼児教育の充実 ・児童の自主的活動への支援 ・性と生の学びの推進 ・支援会議及びグループ会議 ・食育への取り組み 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域交流お花見会 ・ホームピクニック ・母の日、父の日の集い ・浅虫水族館見学 ・ねぶた祭り ・ピクニック ・各部署キャンプ ・児童館との交流 ・藤聖母園運動会 ・マリア祭 ・自治会ボウリング ・スケート ・ラーメン協会によるラーメン御馳走 ・調理実習 ・各種クリスマス会 ・年始の集い ・卒業 ・卒園感謝の集い ・記念撮影

<p>その他、特徴的な取組</p>	<p>法人は、児童福祉、高齢者福祉、障害者福祉など時代のニーズに合わせて事業を行っています。その中で児童養護施設「藤聖母園」は、最も歴史のある施設であり、実践の蓄積を持っている施設です。すぐ隣には、認定こども園、高齢者デイサービスセンター等があります。園自体にも体育館、グラウンド、「児童研修センター」等があります。</p> <p>特徴的な取り組みとして、まず初めに地域との連携が密で良好であり、一体的に行っている点です。第2に第三者委員以外に外部の委員による運営審議会を設置し、園の「みえる化」に取り組んでいることです。</p> <p>第3に児童研修センターを活用して子どもの対処準備を実践的に行っていることです。</p> <p>第4に放課後児童会です。加えて、園長のリーダーシップと職員の主体的・積極的な運営への参画です。また、何よりも子どもの安全・安心に最大限の配慮と「子どもの人権と権利擁護」への細心に配慮がされていることです。</p> <p>このような状況から入所児童への熱意・情熱と冷静・客観的な事業運営がなされていることを実感します。</p>
-------------------	--

居室概要	居室以外の主な施設概要
<p>ユニット式ホーム（個室各4）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・男子ホーム、・女子ホーム、・幼児ホーム（個室4、和室1、居間1） ・地域小規模児童養護施設 	<p>宿直室2、押入1、指導室1、物入2、脱衣所1、浴室1、台所1、便所1</p>

職員の配置			
職種	人数	職種	人数
施設長	常勤：1 非常勤：0	里親支援専門員	常勤：1 非常勤：0
副施設長	常勤：1 非常勤：0	特別指導員	常勤：1 非常勤：0
児童指導員	常勤：13 非常勤：0	看護師	常勤：1 非常勤：0
保育士	常勤：10 非常勤：0	事務員	常勤：2 非常勤：0
基幹的職員	常勤：1 非常勤：0	栄養士	常勤：1 非常勤：0
心理療法担当職員	常勤：1 非常勤：0	嘱託医師・歯科医師	常勤：0 非常勤：1
個別対応職員	常勤：1 非常勤：0	調理員等その他	常勤：15 非常勤：0
家庭支援専門員	常勤：1 非常勤：0		

2 評価結果総評

◎ 特に評価の高い点

評価できる点として、第1に、第三者委員に加え外部の委員による運営審議会を組織し、多方面から外の目を園に取り入れ、質の向上に向けた取組を行っていることであり、園長が園全体の運営管理を細やかに心配り、入園している子ども、職員、地域に対し適切に対応し、日常業務における相談や要望、検討等を行いリーダーシップが発揮していることです。

第2に、職員が「子どもの立場から見て」を意識し実践し、些細なことでも全職員で検討し、子ど

もの尊重や権利擁護、プライバシー保護への配慮等基本姿勢を理解し実践できていることです。また、職員は子どもの表出する感情や言動から発する言葉の意味や背景にある心の課題の把握に努めていることや子どもの問題行動及び問題状況に対し、職員間の情報共有と連携のもと、子どもへ対応していることです。

第3に、子どもからの意見や要望に園側が応えることで子どもたち自身の問題や課題に対する主体的な取り組みがなされていることです。また、子どもたちが誰にでも相談や意見を述べることができ、相談しやすい環境にあり子どもの安心・安全を提供できていることです。

◎ 改善を求められる点

「特に改善を要する点」は見当たりませんでした。より望ましい施設づくりに必要な点としては、下記の5点です。

第1に、子どもの保護者との関係づくりであり、特に交流のある保護者との関係づくりについて、プライバシー保護等について入所時以外にも説明する機会や養育・支援の過程の説明、自立支援計画の説明、プライバシー保護に関する説明を設けることを期待します。

第2に、中・長期計画と収支計画が策定されていますが、収支計画に人事計画（人件費計画）等を含めて策定することを期待します。

第3に、人事管理として職員の目標の進捗状況を把握するための中間面接の実施と職員の長期的な目標設定を期待します。

第4に、地域との密接な関係を構築していますが、地域との関係に関する基本的な考え方を明示することと園の持つ専門的知識や技術を地域に活用する方法を検討することを期待します。

第5に、措置変更や地域・家庭への移行後の支援体制や退所後の支援体制、例えば相談窓口の設置や担当者の明示などを期待します。なお、家庭支援相談員の具体的な役割の明確化も必要です。

3 第三者評価結果に対する施設・事業所のコメント

受審することで施設運営および子どもの養育支援の更なる向上、課題点が明確となりました。今後、評価をもとに、児童養護施設に求められている課題や子どもの権利擁護、子どもの最善の利益について努めて参りたいと思います。

評価機関	名 称	社会福祉法人青森県社会福祉協議会
	所 在 地	青森市中央三丁目 20 番 30 号
	事業所との契約日	平成 29 年 4 月 24 日
	評価実施期間	平成 29 年 10 月 17 日、11 月 1 日
	事業所への 評価結果の報告	平成 30 年 3 月 22 日

第三評価結果（児童養護施設）

※すべての評価細目（共通評価基準 45 項目・内容評価基準 41 項目）について、判断基準（a・b・c の 3 段階）に基づいた評価結果を表示する。

※評価細目毎に第三者評価機関の判定理由等のコメントを記述する。

共通評価基準（45 項目）

評価対象 I 養育・支援の基本方針と組織

I-1 理念・基本方針

		第三者評価結果
I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。		
1	I-1-(1)-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>法人理念に「一人ひとりが かけがえのない存在として生きること」ことを掲げ、園の理念、基本方針、養護目標を明文化し、ホームページ、広報誌、事業計画等で周知を図っています。職員は、職員会議等で唱和、説明し周知を図っています。子どもや保護者には、生活のしおり等で説明しています。子どもの自治会やホーム(ユニット)の話し合い等の機会に説明し理解を図っています。理念、基本方針、援助目標は、玄関に掲示し、職員や子どもたちがいつでも見られるようにしています。</p> <p>少なくとも、交流のある保護者へは、定期的に広報誌等を送付し、理念、基本方針の理解に努めることを期待します。</p>		

I-2 経営状況の把握

		第三者評価結果
I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。		
2	I-2-(1)-① 施設経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>県内の社会的養護施設の状況把握は定期的に行っている他、現状分析や入所率の推移等の予測も行った上で、中・長期計画の策定を行っています。コスト分析や事業計画・実施を行い利用者の推移分析を基に、財務や人材・職員体制等を行っています。地域との交流は密接で、町内会を始め関係機関との交流をもとに地域の動向を把握しています。</p> <p>社会福祉全般の動向把握を踏まえて、社会的養護施設の推移や評価をすることに期待します。</p>		
3	I-2-(1)-② 経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>園長を始め幹部職員、財務担当職員等が、利用率の推移、コスト分析、職員体制等から課題を明確にし、その課題に対して意見、要望を職員は定期的に行い改善を図っています。この状況や計画は、理事会に報告され組織として対応に取り組んでいます。</p>		

厳しい運営状況にも関わらず、長期的なコストバランスを検討し利用者主体の運営を目指し職員体制を手厚くしていることは高く評価できます。

I-3 事業計画の策定

		第三者評価結果
I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		
4	I-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>理念・基本方針を踏まえ中・長期計画を策定しスケジュール化しています。これに伴う収支計画は理事会で説明し、単年度の状況を踏まえ修正しています。推移については、理事会、園の運営審議会（学識経験者等4名）に諮り意見、提言等を受け見直しや変更を行っています。人材確保や育成については、定数以上の職員を配置し、今後も増員する計画を持っています。</p> <p>中・長期計画と収支計画をもとに事業を行い、実情に合わせ修正を行っており、理事会での検討や園の運営審議会を組織し意見等を取り入れていることは高く評価できます。但し、収支計画に関しては、大枠のもので人事計画（人件費計画）等を含めたものにするのを期待します。</p>		
5	I-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>中・長期計画と事業計画を密接にリンクさせています。単年度の計画の実績や実態を踏まえ年度末前に職員の意見や要望、提言等を受け中・長期計画の見直しを行うほか、中・長期計画を単年度計画に反映させるための検討も実施しています。</p> <p>職員と一体となり、中長期計画と単年度の計画が策定されていることは高く評価できます。ただし、中・長期収支計画を反映させるのを期待します。</p>		
I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。		
6	I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>毎年12月、職員に用紙を用いて評価と意見を記入してもらい、運営会議で集計・意見集約しています。その結果を毎月実施している主任会議・職員会議で提示・検討し、事業評価案を作成、職員に周知しています。その上で3月の理事会に提案し承認を受けています。</p> <p>事業計画の実施状況を把握し、年度途中で見直しの機会を設けるのを期待します。</p>		
7	I-3-(2)-② 事業計画は、子どもや保護者等に周知され、理解を促している。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>事業計画は、子どもの自治会で計画書を基に説明するほか、廊下にある掲示板に掲示しています。保護者には、入所時に説明している他、ホームページにも掲載し公開しています。</p> <p>交流のある保護者への周知、例えば事業計画の概要など見やすい資料を作成し送付するなど期待します。</p>		

I-4 養育・支援の質の向上への組織的・計画的な取組

		第三者評価結果
I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		
8	I-4-(1)-① 養育・支援の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>職員5名による自己評価委員会を組織し、毎年自己評価を実施しています。また、4名の外部の</p>		

福祉経験のある委員による運営審議会を組織し、自己評価結果や苦情、事業計画と報告、個別ケース等を定期的に審議して貰い、検討や意見、改善点等アドバイスを受け、改善が図られています。外部の委員による運営審議会を組織し改善を図っていることは、高く評価できます。

9	I-4-(1)-② 評価結果にもとづき組織として取り組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	a・b・c
---	---	-------

＜コメント＞
自己評価結果に基づき、自己評価委員会で改善点を検討し、運営会議、職員会議に報告され、次年度の事業計画や中・長期計画に反映する仕組みになっています。また、運営審議会の意見や要望は運営会議、職員会議で語り、事業計画等に反映されています。
中間的に見直しの時期を設けて改善がどのように進展しているのかを評価することを期待します。

評価対象Ⅱ 施設の運営管理

Ⅱ-1 施設長の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果
--	--	---------

Ⅱ-1-(1) 施設長の責任が明確にされている。

10	Ⅱ-1-(1)-① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	a・b・c
----	--	-------

＜コメント＞
職務分掌及び組織図から責任と役割が明確になっています。不在時は副園長が役割を担っています。園長は、職員会議や運営会議、主任会議などホーム会議以外のすべての会議、内部の研修会などに同席し意見を述べています。また、広報誌等で方針や責任・役割を表明しています。災害等有事の責任体制及び役割を明確にしています。その際、園長不在時の責任体制も明確にしています。
園長の役割と責任が職員に周知されていることにとどまらず、日常業務における相談や要望、検討等実際に機能し行われていることは高く評価できます。

11	Ⅱ-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	a・b・c
----	--	-------

＜コメント＞
措置施設であり、規程に基づき細やかに対応しています。関係法令は法人でも把握し園に通知するほか、園独自の収集、自治体からの通知、園長が参加する関係会議、研修会など多方面から収集しています。その情報は、職員会議で周知を図るほか、回覧(必ず確認の押印が必要)などを行い、徹底を図っています。職員会議には法人理事長も同席し周知しています。また、職員会議では、法令等の遵守について検討しています。法令等の収集、管理は事務局が担当しています。文書管理規程、保存規程等のルールに従い実施されています。また、職員会議、主任会議、男子部・女子部会議、ユニット会議等で法令の周知と理解、研修の実施などコンプライアンスへの取り組みは高く評価できます。
園の運営管理関係にとどまらず、子どもに関する関連法令等を広く収集ことを期待します。

Ⅱ-1-(2) 施設長のリーダーシップが発揮されている。

12	Ⅱ-1-(2)-① 養育・支援の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	a・b・c
----	---	-------

＜コメント＞
園長は、ホーム会議以外の会議である男子部・女子部会議、主任会議、職員会議、運営会議、支援会議、運営審議会等には必ず出席し必要に応じコメントしているほか、意見や要望、課題等は子ども関係に限らず、職員関係も含め報告と指導、指示を受ける体制になっています。専門職員を配置しアドバイス体制や職員研修体制を整備しています。園長は、県内施設長会議、東北ブロック会議、研修会等に参加し自己研鑽に努めています。職員の外部研修や資格取得も勧め充実を図って

ます。キャリアパスも実施しています。

園全体の運営管理を細やかに心配りを図り、入園している子ども、職員、地域に対し適切に対応していることは高く評価できます。

13	II-1-(2)-② 経営の改善や業務の実行性を高める取組に指導力を発揮している。	a・b・c
----	---	-------

<コメント>

入園している子どもは減少傾向にあるため、コスト削減に努めていますが、子どものための必要経費は、十分にかかるというメリハリのある運営をしています。職員配置を基準以上に配置し働きやすい環境づくりをしています。経営状況を出納担当者が把握し、園長に報告し、運営会議で改善を図るというプロセスになっています。人事については、園長が主担となっています。

コストバランス・運営の現状と中・長期計画との関連から分析・評価し計画的な改善を図るとより望ましいと考えます。

II-2 福祉人材の確保・育成

		第三者評価結果
--	--	---------

II-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。

14	II-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	a・b・c
----	---	-------

<コメント>

運営管理規程に基づき必要な人材の確保に努めています(3対1を目指している)。基幹的職員、心理療法担当職員、家庭支援専門相談員、里親支援専門相談員等の加算職員を配置し職員体制の充実を図っています。今後の運営を検討・計画し人材確保に努めています。職員は、公募のほか、福祉人材センターなどへの働きかけを行っています。

中・長期計画との関連から人事計画も含めて策定することを期待します。

15	II-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。	a・b・c
----	-----------------------------	-------

<コメント>

4項目にわたる「期待する職員像」を設け、職員が1月に自己評価を行い、園長、副園長が面接を行い評価と次年度の目標を決めるというプロセスで実施しています。キャリアパス、人事考課も実施しています。面接の際は、全職員からの要望、意見等の意向も把握しています。

職員一人ひとりの長期的な目標設定と単年度ごとの目標設定、現在の課題が明確化できる人事管理を期待します。

II-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。

16	II-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	a・b・c
----	---	-------

<コメント>

勤務表は、2週間単位で作成されていますが、職員からの希望をできる限り反映させ、声かけも行っていきます。有給休暇の消化率、時間外のデータ等は副園長が担当し、5連休を実施しています。年1回面談を行い、希望や要望等を聴取しています。働きやすい職場を目指し、職員同士の相談、管理者との相談もできる雰囲気となっていることは高く評価できます。予防接種を励行し、健康上の相談等は法人が持っているクリニックが対応しています。

定期的な個別面談が年1回であり、半期に1回程度の間段階での面接の実施を期待します。

II-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。

17	II-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	a・b・c
----	------------------------------------	-------

<コメント>

「期待する職員像」(人事考課)を基に職員が自己評価を行い、それをもとに園長・副園長との面談から現状評価を行い、次年度の目標設定をしています。

職員目標の進捗状況を把握するため、中間面接の実施を期待します。また、具体的な課題と目標に加え長期的な目標設定も期待します。

18	Ⅱ-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	a・b・c
----	---	-------

＜コメント＞
 研修計画を策定し内部研修、外部研修を実施しています。研修計画には基本方針や基本姿勢が明示されています。研修は全職員を対象にして実施されています。研修計画の策定は、職員の意見や園の方針等を踏まえ、毎年見直しを行い内容を変更しています。外部研修(自治体実施の研修、協会の研修、ブロック研修等)の結果は職員会議で報告され、報告書は回覧されています。OJT、キャリアパスも実施しています。
 実施された研修結果から、園の改善や方向性を検討し、実際に役立てるプロセスの策定を期待します。

19	Ⅱ-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	a・b・c
----	-------------------------------------	-------

＜コメント＞
 これまでの研修履歴一覧を基に職員一人ひとりの研修の機会を確保しています。また、OJT、階層別研修、テーマ別研修等も実施しています。社会福祉士等の資格取得は、積極的に推奨し配慮しています。外部の研修情報は職員会議や掲示等で職員に周知しています。
 研修は、充実しており高く評価できます。ただし、職員目標との関連から園が求める職員像を明確にし、研修の機会を設けることを期待します。

Ⅱ-2-(4) 実習生等の養育・支援に関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。

20	Ⅱ-2-(4)-① 実習生等の養育・支援に関わる専門職の教育・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	a・b・c
----	--	-------

＜コメント＞
 「実習受け入れマニュアル」に基づき実習を受け入れています。毎年12~20校、20~30名程度の実習生を受け入れています。オリエンテーションから始まり反省会で終わる流れになっています。職員への事前周知のほか、子どもには、直接事前に説明したり、掲示でお知らせし了解を得ています。窓口は総括主幹になっています。実習生を忌避する子どもへの配慮(忌避する子供のいるホームを避ける等)がなされています。
 個別実習生(実習種別)に合わせたプログラム作成・実施していますが、実習生共通の「ここは伝えたい、学んで欲しい」という園側の積極的・独自の部分を含めたプログラムの策定を期待します。

Ⅱ-3 運営の透明性の確保

	第三者評価結果
--	---------

Ⅱ-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。

21	Ⅱ-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	a・b・c
----	--------------------------------------	-------

＜コメント＞
 ホームページで事業報告・事業計画、貸借対照表等が公開しています。また、園だより等の広報誌を地域・関係機関に配布しています。実習生にアンケートを実施し園の状況を把握したり、ボランティアの受け入れを積極的に行い透明性の確保に努めています。外部委員による運営審議会を組織・実施し、外部からの目を取り入れています。
 多方面からの外からの目を園に取り入れていることで、高い透明性の確保に努めていることは高く評価できます。

22	Ⅱ-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	a・b・c
----	--	-------

＜コメント＞
 法人の取り引き関係の規程があり、それに従い事務、経理、取引等を行っています。職務分掌、

組織図から責任体制は明確になっています。

園内監査に加え、法人の公認会計士による監査と指導・指摘を受け、改善(案)を理事会に報告するプロセスとなっています。

Ⅱ-4 地域との交流、地域貢献

		第三者評価結果
Ⅱ-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。		
23	Ⅱ-4-(1)-① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>地域との関係が密であり、地域交流の花見、クリスマス、盆踊りなど地域活動の中心的役割を担っており、地域と一体的な活動を行っています。地域で子どもの買い物等を職員と一緒にいたりしています。学校の友達が遊びに来ることもあり、その際のスペースも用意されています。</p> <p>地域との交流は、あまりにも「あたりまえ化」していますが、地域交流に関する考え方を簡潔に文書化することを期待します。</p>		
24	Ⅱ-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>園の設立当時からボランティアを受け入れている経緯があり、非常に活発であり、「ボランティア受け入れマニュアル」に基づき実施しています。川柳などのクラブ活動、歯磨き指導など直接子どもに関わるボランティアから繕いなどのボランティアと多様です。定期的に子どもたちと遊ぶというボランティアもあります。職員の学校行事への参加、協力、委員会の担当、除雪作業など学校教育へは積極的に協力しています。</p> <p>伝統的にボランティアが活動しやすい環境にあり、高く評価できます。ただし、ボランティアを希望する人たちへトラブルや事故を防ぐための教育、事前に理解すべき知識等の研修を積極的に実施することを期待します。</p>		
Ⅱ-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。		
25	Ⅱ-4-(2)-① 施設として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>子どもに関係する地域の資源は一覧にし、事務室、管理宿直室、各ホーム(指導室)等に置き、いつでも直ぐに活用できるようにしています。児童相談所、学校とは密に定期的に連携を図るほか、必要に応じ警察との連携も図っています。また、児童養護施設協議会との連携も図っています。</p> <p>地域の関係機関等のネットワーク化を目指した取り組みを期待します。</p>		
Ⅱ-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。		
26	Ⅱ-4-(3)-① 施設が有する機能を地域に還元している。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>法人の持つ資源は、できる限り地域に開放しています。会議室、グラウンド、体育館等で地域のクラブ活動が行われています。福祉避難所の指定も受けているほか、地域や町内会と一緒に「合同防災訓練」を実施しています。また、地域からの相談にも対応しています。</p> <p>園の持つ専門的知識や技術を地域に活用してもらうための研修会・学習会等の実施、地域活性化のための連携等を期待します。</p>		
27	Ⅱ-4-(3)-② 地域の福祉ニーズにもとづく公益的な事業・活動が行われている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>町内会の会議への参加(園の会議室で実施)、地域備蓄の保管、放課後、子どもをボランティアで預かるなどの活動を行っています。地域活動への協力や町内会からの相談、関係団体との連携等を</p>		

通して地域ニーズの把握に努めています。

地域への貢献を意識し、相談活動、民生委員や児童委員との定期的な会議の開催等、地域のニーズにあった活動を期待します。

評価対象Ⅲ 適切な養育・支援の実施

Ⅲ-1 子ども本位の養育・支援

		第三者評価結果
Ⅲ-1-(1) 子どもを尊重する姿勢が明示されている。		
28	Ⅲ-1-(1)-① 子どもを尊重した養育・支援提供について共通の理解をもつための取組を行っている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>法人の理念、運営方針、支援基準マニュアルや倫理綱領等に基づき、子どもの養育・支援を行っています。全職員が持っている支援基準マニュアルには、子どもを尊重や基本的人権への配慮等が記載されています。</p> <p>月1回の職員会議やスーパービジョン体制、園長・副園長・主任職員への相談等を通して、職員が基本姿勢を理解し実践できています。</p>		
29	Ⅲ-1-(1)-② 子どものプライバシー保護等の権利擁護に配慮した養育・支援提供が行われている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>管理規程や支援基準マニュアルに基づき、子どものプライバシー保護、権利擁護の配慮に努めており、支援会議や職員会議等で、職員の共通理解を図っています。居室への立ち入りについては、必ずノックし声がけをし、了解を得てから行っており、必要時以外は入ることはせず、生活の場として快適な環境を提供しています。しかしながら、子どもや保護者への周知については入所時の説明のみとなっています。</p> <p>支援基準マニュアルが全職員参画のもと策定されていることから、更に権利擁護に配慮した支援ができるよう、定期的に内部研修等で確認できる体制を構築することを期待します。</p>		
Ⅲ-1-(2) 養育・支援の提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。		
30	Ⅲ-1-(2)-① 子どもや保護者等に対して養育・支援選択に必要な情報を積極的に提供している。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>施設の要覧、ホームページ、生活のしおり等を用いて、施設の紹介がされており、見学希望にも対応しています。園だよりからも、生活の様子が伝わるようになっていきます。見学時、入所時には、細やかな説明が職員によって行われています。</p>		
31	Ⅲ-1-(2)-② 養育・支援の開始・過程において子どもや保護者等にわかりやすく説明している。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>子どもには「生活のしおり」を用いて、職員が分かりやすく丁寧に説明を行っています。保護者に対しては「ご家族の皆様へ」の資料を使用して、園長等が丁寧に説明を行っています。意思決定が困難な子どもや保護者等に対しては、図や絵を使用したり分かりやすい説明を行っており、配慮されています。生活の意向や目標等は、子どもからは同意を得ていますが、様々な事情で入所されている子どもたちもいることから、全ての保護者から同意を得るまでには至っていません。</p> <p>保護者の事情により難しいこともあると思われませんが、可能な限り多くの保護者に対して、意向確認や計画の説明については、同意を得て、その状況の記録をすることに期待します。</p>		

32	Ⅲ-1-(2)-③ 措置変更や地域・家庭への移行等にあたり養育・支援の継続性に配慮した対応を行っている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>措置変更や地域・家庭へ移行する際には、これまでの支援の要点を記載した引継ぎ書を渡し、養育・支援の継続性に配慮しています。家庭への引継ぎ書には、退所後も、いつでも相談できる旨記載されており、実際に対応をしていますが、相談窓口や担当者は設置されていません。アフターケアは実施しており、記録も残しています。</p> <p>卒園後の相談担当者や窓口の設置、アフターケア等の実施について、マニュアル等を策定し、職員個人の対応としてではなく、組織として統計だてた支援が確立されることを期待します。</p>		
Ⅲ-1-(3) 子どもの満足の向上に努めている。		
33	Ⅲ-1-(3)-① 子どもの満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>年に1回子どもの意向調査を実施している他、日頃からホーム内では職員が子どもの個別の時間をとりながら、意向の把握に努めています。月1回、自治会があり、担当職員も出席しています。把握した意向については、運営会議で分析や検討をし、改善へ取り組んでいます。</p>		
Ⅲ-1-(4) 子どもが意見等を述べやすい体制が確保されている。		
34	Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>「要望等解決処理規程」に基づき、苦情解決の体制が整備されています。苦情や要望を述べやすくするため、園内2ヶ所に意見箱を設置し、迅速な対応をするため、毎日確認しています。寄せられた要望や苦情については、受付から解決までの記録をとり、検討した内容や対応については、必ず子どもたちへフィードバックしていますが、保護者への公表が積極的な取組みとはなっていません。</p> <p>保護者への苦情解決体制の継続的な周知や、苦情内容や対応策等について、保護者へもフィードバックしていく体制に期待します。</p>		
35	Ⅲ-1-(4)-② 子どもが相談や意見を述べやすい環境を整備し、子ども等に周知している。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>入所時に「生活のしおり」を使用して、いつでも、誰にでも相談や意見を述べることを説明をし、配布しています。また、園内2ヶ所ある意見箱設置場所に、取り組みについて掲示しており、子どもはいつでも見れるようになっています。相談がある時は、面接室や指導室も利用でき、相談しやすい環境も整っています。</p>		
36	Ⅲ-1-(4)-③ 子どもからの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>「要望等解決処理規程」の対応フロー図に基づき、記録や報告、対応策の検討等を行っています。子どもからの意見や要望については、できる限り迅速な対応を心がけており、検討に時間を要する場合であっても、その理由を説明しています。意見箱の確認についても毎日行い、意見を述べた子どもの声を大切にす姿勢を持ち対応しています。</p>		
Ⅲ-1-(5) 安心・安全な養育・支援の提供のための組織的な取組が行われている。		
37	Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な養育・支援の提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>「災害・事故発生時の対応マニュアル」「健康と安全マニュアル」等、リスクごとにマニュアルが策定されており、責任者が明記されています。</p>		

ヒヤリハットの収集を積極的に行い、運営会議で発生要因を分析したり、改善策の検討をし、その結果を職員全体へフィードバックしています。薬品や刃物等の危険物についても、マニュアルどおり適切に管理しています。施設に技能主事が配置されており、日頃から園内の遊具や設備等の点検・修理が行われており、子どもの安心・安全に配慮しています。

38	Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	a・b・c
----	--	-------

＜コメント＞
「感染症対応マニュアル」が整備されており、予防対策から発生時の対応まで細やかな内容となっています。対応方法については、全職員へマニュアルが配布されており、看護師から感染症や保健全般にかかる内容について学ぶ機会もあり、周知されています。マニュアルについては、1年ごとに見直す機会を設けており、変更箇所等については、職員からの意見をもとに、運営会議で検討する仕組みとなっています。

39	Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的にやっている。	a・b・c
----	--	-------

＜コメント＞
「事故・災害対策マニュアル」を整備し、毎月避難訓練を実施しており、年1回は、地域防災訓練が地域住民と一緒に行われています。入所児童、職員その他、敷地内で行っているデイサービスや福祉避難所の指定を受けているため、相応の食料や備品類の備蓄を行っています。副園長が災害等全般の責任者となっており、緊急時の体制は、整備されています。
市からのハザードマップ等をもとに、施設周辺の地域住民とともに地域防災訓練を毎年継続して実施されていることは、高く評価できます。

Ⅲ-2 養育・支援の質の確保

		第三者評価結果
--	--	---------

Ⅲ-2-(1) 提供する養育・支援の標準的な実施方法が確立している。

40	Ⅲ-2-(1)-① 提供する養育・支援について標準的な実施方法が文書化され養育・支援が提供されている。	a・b・c
----	---	-------

＜コメント＞
法人の理念、運営方針に基づき「支援基準マニュアル」が策定されており、全職員に配布されています。このマニュアルには、子どもの尊重、プライバシーの保護や権利擁護の姿勢が明示されており、職員参画のもと策定されており、職員会議等で繰り返し確認され、活用されています。

41	Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	a・b・c
----	---	-------

＜コメント＞
「支援基準マニュアル」は、全職員が参画し策定され、年1回は見直しされています。全職員から見直し案を提出してもらい、主任や運営会議メンバーで検証し、必要箇所の見直しを行っています。マニュアル改編について話し合った内容は、会議録に記載されています。見直しされたマニュアルは、新年度に全職員に改めて配布しています。

Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより養育・支援実施計画が策定されている。

42	Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく個別的な養育・支援実施計画を適切に策定している。	a・b・c
----	---	-------

＜コメント＞
「自立支援計画作成マニュアル」に基づいて子ども、保護者、学校、児童相談所等の関係書類、生活状況のチェックシート等の情報をもとにアセスメントを実施しています。ホーム職員に留まらず、心理療法担当職員、家庭支援専門員、基幹的職員等がアセスメント等の協議を実施し、グループ会議、部署会議、支援会議、職員会議等のプロセスを経て自立支援計画が策定されています。子

どもの具体的なニーズも明確にされており、子どもへは、発達に合わせ計画書について確認したり、口頭で説明しています。ただし、様々な事情もあり、全ての保護者への計画等の説明をするまでには至っていません。

児童相談所と連携しながら自立支援計画の説明を保護者に実施することを期待します。

43	Ⅲ-2-(2)-② 定期的に養育・支援実施計画の評価・見直しを行っている。	a・b・c
----	---------------------------------------	-------

<コメント>

「自立支援計画作成マニュアル」に基づき、半年に1回アセスメントを実施し、年1回は支援計画の見直しを行っています。計画策定時と同様に、各種会議を経て、見直しが行われています。児童相談所の援助指針が変更になり、計画自体が変更になるケースもあるものの、ほぼ緊急に計画変更することがありません。そのため、マニュアルにも、緊急に計画を変更する場合の手順については定められていません。

必要に応じて、緊急で計画を変更しなければならない場合の手順を定め、その内容をマニュアルに追加されることに期待します。

Ⅲ-2-(3) 養育・支援実施の記録が適切に行われている。

44	Ⅲ-2-(3)-① 子どもに関する養育・支援実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	a・b・c
----	--	-------

<コメント>

日誌には、子ども一人ひとりの様子が記載されており、ケース記録にも記載しています。定期的実施状況の確認もされており、運営会議のメンバー等から記録内容や書き方等について指導されています。現在、記録については、紙ベースであるものの、パソコンのネットワークシステムの導入を予定しています。施設において、業務日誌や引継ぎにより、情報の分別や必要な情報が確実に職員へ届くような仕組みとなっています。

記録する職員により、記録内容や記載方法に差異が生じないように、記録要領等を策定されることに期待します。

45	Ⅲ-2-(3)-② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。	a・b・c
----	----------------------------------	-------

<コメント>

「文書管理規程」、「個人情報保護規程」に基づき、適切に管理されています。子どもに関する記録は、園長が責任者となり、鍵付きの書庫で管理されています。職員が子どもに関する記録を閲覧する場合は、園長・副園長に申出て、事務室内で閲覧し、持ち出しは厳禁となっています。記録の管理については、個人情報保護の観点から、園長から日頃より職員へ心構え等を伝えていきます。また、子どもや保護者に対しても、入所時に個人情報の取扱いについては丁寧に説明をしています。

内容評価基準（41項目）

※「共通評価基準評価対象Ⅲ 適切な養育・支援の実施」の付加項目

A-1 子ども本位の養育・支援

	第三者評価結果
--	---------

A-1-(1) 子どもの尊重と最善の利益の考慮

A①	A-1-(1)-① 社会的養護が子どもの最善の利益を目指して行われることを職員が共通して理解し、日々の養育・支援において実践している。	a・b・c
----	---	-------

<コメント>

ホーム会議、男子部・女子部会議、主任会議、支援会議等を毎月実施し、振り返り検証を行っています。主任、総括主幹、副総括主幹がホームを巡回し、相談や話し合える状況づくりをしています。

す。また、必要に応じて総括主幹・副総括主幹からのアドバイスを受けることができる体制になっています。ホーム会議では、子どもからの要望や声をどう取り上げるか、子どもの立場から見ての視点を重視し、最善の利益を考え実践しています。

職員が絶えず「子どもの立場から見て」を意識し実践していることは高く評価できます。ただし、「子どもの最善の利益」は、何かを具体的場面で実践している事例等を積み重ねていく等を期待します。

A②	A-1-(1)-② 子どもの発達段階に応じて、子ども自身の出生や生い立ち、家族の状況について、子どもに適切に知らせている。	a・b・c
----	---	-------

〈コメント〉

出生や家族状況などの情報をどの段階で、どのように伝えるかを支援会議で検討するほか、児童相談所とも密に連携しながら検討し、児童相談所から情報提供してもらいますが、職員が必ず同席しています。それは、子どもからの要望であっても、児童相談所と協議して行っています。事前協議が基本であり、支援会議等で担当職員でなくとも職員の共通認識のもとに行っています。

情報提供は、児童相談所との緻密な協議、園内の打ち合わせと職員の共通認識のもとに細心の配慮がなされていることは高く評価できます。

A-1-(2) 権利についての説明

A③	A-1-(2)-① 子どもに対し、権利について正しく理解できるよう、わかりやすく説明している。	a・b・c
----	---	-------

〈コメント〉

権利ノートの配布と説明が入所時に行われているほか、ホームミーティングや子どもの自治会の中でも話題にし話し合われています。職員には、法人が「人権に関する研修」、要保護児童虐待防止ガイドラインの学習会等を実施しています。

発達年齢に応じた資料の作成、定期的な説明など、より分かりやすいような工夫を行うことを期待します。

A-1-(3) 他者の尊重

A④	A-1-(3)-① 様々な生活体験や多くの人たちとのふれあいを通して、他者への心づかいや他者の立場に配慮する心が育まれるよう支援している。	a・b・c
----	---	-------

〈コメント〉

養護目標が「自他を尊重する」であり、職員は一緒に釣りをしたり、泳いだりするなど、子ども一人ひとりと関わる機会を設けています。ホーム内でも必ず一人ひとりと接する機会を設けています。子ども同士のトラブルでは、互いの話を聞き仲介したり、距離を置いたりするなど、子ども同士が互いに認め合う関係づくりに配慮しています。ホームが異年齢構成なので助けあったり、支え合うことで成り立っており、思いやりとそのホーム毎のカラーがあります。ホーム毎の行き来は自由になっています。園行事のほか、園外の行事も多く地域や多くの人たちと交流することができます。

個別の対応を通して「心づかいや思いやり」を育てるための支援を行っていますが、どのような状況・状態が「心づかいや思いやり」なのかを学ぶ機会（学習会など）を設けることに期待します。

A-1-(4) 被措置児童等虐待対応

A⑤	A-1-(4)-① いかなる場合においても体罰や子どもの人格を辱めるような行為を行わないよう徹底している。	a・c
----	---	-----

〈コメント〉

被措置児童等虐待防止ガイドラインを全職員に配布し、支援会議では必ず疑念を持たれるような些細な事例も含めて提出しているほか、「ヒヤリ・ハット」も検討し、安全・安心の徹底と報告がなされています。就業規則、「倫理要領」「支援基準・支援基準マニュアル」も作成し、実施を徹底しています。また、職員同士の会話や対応、子どもとの対応も他の職員に見えるように可視化を図っています。

子どもの虐待防止を徹底し、職員にも浸透していることは高く評価できます。		
A⑥	A-1-(4)-② 子どもに対する不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいる。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>物理的に「見える化」を図り、死角や密室をできる限り無くす努力をしています。不適切な関わりがあった場合は、就業規則等で厳正に対処しています。子ども同士の暴力・トラブルや職員の適正を欠くと思われる事例を含めて支援会議で報告し、対処を検討し実施しています。ホーム会議や子どもの自治会等を活用して子ども自身が自分を大切することや守ることの方法について話し合いを行っています。</p> <p>構造的な部分も人的なこともできる限り「見える化」を図っていることは高く評価できます。ただし、更に子ども自身が自分を守ることができるよう「SOSを発信する」などの学習の機会を設けることに期待します。</p>		
A⑦	A-1-(4)-③ 被措置児童等虐待の届出・通告に対する対応を整備し、迅速かつ誠実に対応している。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>「被措置児童等虐待の届出・通報」については、対応マニュアルに沿って実施しています。必ず報告することを徹底し、職員会議等で確認し周知しています。気になるケースは、毎月支援会議で報告しフォローアップしています。些細な対応の不適切さなどの事例までも、ホーム会議、主任会議、運営会議、園長、それぞれに報告と検討がなされ改善を図っています。</p> <p>子どもへの不適切と思われる対応に関しては、些細なことでも全職員で検討する体制になっていることは高く評価できます。</p>		
A-1-(5) 思想や信教の自由の保障		
A⑧	A-1-(5)-① 子どもや保護者等の思想や信教の自由を保障している。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>カトリック施設のため、行事等があること、参加・出席は自由であることを入所時に保護者と子供に説明し理解を得ています。お祈りや行事への参加は、子どもの意思を尊重しています。</p> <p>宗教的行事への参加について、子どもの意思を尊重していますが、信教の自由に関する説明や保障について学習する機会を定期的に設けることを期待します。</p>		
A-1-(6) 子どもの意向や主体性への配慮		
A⑨	A-1-(6)-① 子どものそれまでの生活とのつながりを重視し、そこから分離されることに伴う不安を理解し受けとめ、不安の解消を図っている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>事前に見学や面談を行ったり、一時保護所に訪問するなど入所前の不安解消に努めています。入所時には、園長から、いつでも相談できること等を丁寧に説明しています。受け入れにあたっては、事前に職員間で配慮すべき点や生活に馴染むまでの留意点を理解し、入所後、当分の間は、職員がほぼ付きっきりで支援しています。また、子どもたちや他の子どもたちも含めて、心配りや心遣いをする伝統があり、不安の早期解消に繋がっています。特に配慮が必要な子どもへの対応については、副総括主幹（心理療法職員）の指導や面談を行っています。</p> <p>子どもの不安への対応は、非常に細やかな配慮と対応がなされていることは高く評価できます。</p>		
A⑩	A-1-(6)-② 職員と子どもが共生の意識を持ち、子どもの意向を尊重しながら生活全般について共に考え、生活改善に向けて積極的に取り組んでいる。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>生活日課や生活プログラムをホームミーティングで子どもたちと話し合いながら決めているほか、個別に面談し意見を吸い上げ対応しています。意見ボックスは、総括主幹が毎日確認し、速やかに対応し、子どもの要望から、実際に個室用の扇風機を設置しました。子どもたちからの意見は、</p>		

園全体の対応が必要な場合は、支援会議で取り上げ対応が図られています。

実際に子どもからの意見や要望に園側が応えることを通じて、子どもたち自身の問題や課題に対する主体的な取り組みが醸成されていることは高く評価できます。

A-1-(7) 主体性、自律性を尊重した日常生活

A⑪	A-1-(7)-① 日々の暮らしや、余暇の過ごし方など健全な生活のあり方について、子ども自身が主体的に考え生活できるよう支援している。	a・b・c
----	---	-------

<コメント>

テレビ、ビデオ、ゲームなどは、子どもの希望に合わせて使用できるようにしています。子ども同士が利用の調整を行い、必要に応じて、職員がアドバイスしています。グラウンドはいつでも使用でき、体育館・図書室は時間を決めて使用できます。子どもの自治会の意見は、できる限り尊重しています。川柳、一輪車、太鼓などのサークルがあり、ボランティア等がサポートしています。学習指導員を配置し週5日間実施しているほか、希望があれば学習塾にも通うことができる体制になっています。地域行事への参加は可能な限り対応しています。

子どもの安全・安心の確保の観点から夜間の行事については門限や制限を設けざるを得ませんが、子どもの要望を取り入れ検討することを期待します。また、行事等への参加は、説明と同意をより丁寧に行うことを期待します。

A⑫	A-1-(7)-② 子どもの発達段階に応じて、金銭の管理や使い方など経済観念が身につくよう支援している。	a・b・c
----	--	-------

<コメント>

小学生は、小遣い帳（職員と一緒に買い物に行ったり、レシートを基に話し合うなど）、中学生は貯金通帳（金銭感覚を醸成や将来の目標を決めての貯蓄など）、高校生はキャッシュカード（より社会に近い実践的な学びができるように配慮）等発達段階に合わせた金銭管理や経済観念の醸成についてプログラムに沿って丁寧に実施しています。その際は、職員と子どもの振り返りや話し合いを行い、自立に向けた支援に結び付けています。

将来の自立を視野に入れ、発達段階に合わせて細やかな支援が行っていることは高く評価できます。

A-1-(8) 継続性とアフターケア

A⑬	A-1-(8)-① 家庭復帰にあたって、子どもが家庭で安定した生活を送ることができるよう復帰後の支援を行っている。	a・b・c
----	---	-------

<コメント>

家庭復帰では、一時外泊を含め職員、家庭支援専門職員を含めて児童相談所と相談・検討しながら進め、家庭復帰プログラムを作成し実施しています。アフターケアでは、家庭支援専門職員が担当しますが、職員と協力しながら行っています。その実施状況は、ケース記録に記載しています。

家庭復帰後の相談窓口を周知し、個別の事例に合わせて組織として対応する体制づくりを期待します。また、フォローアップ状況の記録を別に作成し継続的な支援に繋げることを期待します。

A⑭	A-1-(8)-② できる限り公平な社会へのスタートが切れるように、措置継続や措置延長を積極的に利用して継続して支援している。	a・b・c
----	---	-------

<コメント>

ほとんどの子どもが高校進学しており、私学への進学もあります。高校中退や高卒後のアパート契約ができない子どもなどは、措置延長し、園から仕事に行った子どももいます。子ども一人ひとりの事情に合わせて積極的に措置延長を進めています。

子どもの個別事情はありますが、措置延長に関する考え方を職員全体の共通認識のもと対応することを期待します。

A⑮	A-1-(8)-③ 子どもが安定した社会生活を送ることができるようリービングケアと退所後の支援に積極的に取り組んでいる。	a・b・c
----	--	-------

<コメント>

退所に向けて自立支援ホームを活用し、退所後の生活を想定した体験を行うことで不安解消や具体的な準備ができています。また、住所変更、日用品費の準備など詳細な準備の支援を行っています。退所後の相談は、職員が窓口になっており、園長の判断のもとに具体的な支援を行っています。時には、警察からの連絡にも対応しています。以前は、同窓会を開催していましたが、参加する退所者が少なく開催されなくなりました。

退所に向け自立支援ホームを活用し実際に生活を想定した体験ができることは高く評価できます。退所後の相談・支援体制について組織的対応ができる体制（窓口を明確にするなど）づくりと退所者の集まる機会を設けることを期待します。

A-2 養育・支援の質の確保

A-2-(1) 養育・支援の基本		
A⑯	A-2-(1)-① 子どもを理解し、子どもが表出する感情や言動をしっかりと受け止めている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>園の理念に基づき、職員は、子ども一人ひとりがかけがえのない存在として受け止めています。また、子どもの言動や行動を受容的・支持的な態度で子どもに寄り添い、一緒に課題に向き合っています。</p> <p>子どもの表出する感情や言動のみを取り上げるのではなく、その時々が発する言葉の意味や背景にある心の課題の把握に努めています。</p>		
A⑰	A-2-(1)-② 基本的欲求の充足が、子どもと共に日常生活を構築することを通してなされるよう養育・支援している。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>ユニットや小規模の支援の中で、職員と子どもの関係性は密接で信頼できるものとなっています。子どもの発達段階に合わせ、一人ひとりの基本的欲求の把握に努め、個別に触れ合う時間を確保し、信頼関係や愛着を大切に支援を行っています。</p> <p>子どもたちが夜目覚めたとき等、不安にならないよう、宿直者への連絡方法等の周知について、十分な配慮に期待します。</p>		
A⑱	A-2-(1)-③ 子どもの力を信じて見守るという姿勢を大切にし、子どもが自ら判断し行動することを保障している。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>子どもの発達段階に応じて、自分で判断し行動する経験を持てるよう、見守りながら、成功体験時は褒め、自己肯定感を高められるような支援を行っています。つまずきや失敗をしないように必要以上の指示や静止をしていることもあります。発達の段階によっては、自分で判断したり行動することができない場合でも、選択できるような形態をとり、自分で決めることができるような支援を行っています。</p> <p>「見守り」「放任」「管理」「過干渉」等の意味については、継続的に会議や研修を重ね、全職員間で共通認識を持ち、子どもの支援にあたることを期待します。</p>		
A⑲	A-2-(1)-④ 発達段階に応じた学びや遊びの場を保障している。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>幼児から高校生と子どもの年齢幅も大きいことに配慮し、それぞれに合った図書や遊具は用意されています。また、法人内の体育館や図書館も利用できるようになっています。施設建物の屋上を利用し、芝生や砂場を造成し、子どもたちから好評を得ています。</p> <p>発達年齢に応じた遊びの場の提供は行われていますが、年齢や興味関心毎に対応したニーズ把握を行い、子どもたちが次に何を必要としているのか、情報交換を行うことに期待します。</p>		
A⑳	A-2-(1)-⑤ 秩序ある生活を通して、基本的な生活習慣を確立するとともに	a・b・c

	に、社会常識及び社会規範、様々な生活技術が習得できるよ う養育・支援している。	
<p><コメント></p> <p>社会規範や常識等が身につくように、年齢に合わせた養育・支援をしています。当然、職員が日常生活の中で挨拶や態度等により、模範を示しています。地域の祭り等への参加や高校生はアルバイトを通して、社会的ルールを習得していることも多く、推奨しています。</p> <p>社会規範や常識等について、子どもたちが見やすく分かりやすい掲示物を作成し自然に習得できるような取り組みを検討することに期待します。</p>		
A-2-(2) 食生活		
A⑳	A-2-(2)-① 食事は、団らんの場でもあり、おいしく楽しみながら食事ができるよう工夫している。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>ホーム内に電子レンジや冷蔵庫等が整備され、部活動やアルバイト等、子どもの食事時間に応じて適温で提供できるように配慮しています。職員が子どもと同じ食卓につき、会話を楽しみながら食事をしています。食事時間に関しては、子どもや職員の意見もあり、夕食時間を変更し、現在は18時からとなっています。調理実習や施設外での食事をする機会もあり、その際にテーブルマナーを学んだり、食事を楽しむ多様な機会となっています。</p>		
A㉑	A-2-(2)-② 子どもの嗜好や健康状態に配慮した食事を提供している。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>年1回嗜好調査を実施しています。その他、子どもたちの嗜好については、給食会議の際に意見を伝えています。振り返る機会については、随時となっています。体調不良時（お粥やゼリー等）やアレルギーへの対応等、細やかに実施しています。</p> <p>子どもたち同士で献立について定期的に振り返る機会を設け、献立に反映させるような取り組みに期待します。</p>		
A㉒	A-2-(2)-③ 子どもの発達段階に応じて食習慣を身につけることができるよう食育を推進している。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>年に数回、年齢別やホーム別で調理実習を実施しています。献立内容によっては、ホーム内で野菜切り等することもあり、楽しみながら調理する機会を設けています。調理実習では、法人内で栽培された野菜を使用する機会もあり、食育を推進しています。日々の食事の中から、偏食の改善や食習慣を身につけられるよう、職員が指導にあたっています。また、季節の料理や郷土料理等の献立に入れたり、栄養士からのコメントを貼り、食文化を伝える取組も行っています。</p> <p>楽しみながら調理体験する機会を設けてはいるものの、基礎的な調理技術を習得するためには、年齢別（特に中、高校生等の社会的な自立が必要となってくる年代）の調理実習の機会を増やしていくことに期待します。</p>		
A-2-(3) 衣生活		
A㉓	A-2-(3)-① 衣類が十分に確保され、子どもが衣習慣を習得し、衣服を通じて適切に自己表現できるように支援している。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>年2回、衣類購入のために買い物へ出かけ、季節や体型に合った好みの衣類を着用しています。中には、季節や体型にあわない衣類を着用している子どもがいるため、適宜、声がけしています。洗濯は毎日行い、衣類は清潔に保たれています。衣類の補修には、ボランティアを活用したり、ボタンつけやアイロンがけ等は職員と一緒に子どもたちが行うこともあります。衣類の整理や保管方法等も、発達段階にあわせて職員が声がけしながら、習得させています。</p> <p>青森は比較的、四季がはっきりしていますので、可能であれば、春と秋にも衣類の購入の機会を設け、子どもたちが、さらに自己表現できるように支援していくことに期待します。</p>		
A-2-(4) 住生活		

A⑳	A-2-(4)-① 居室等施設全体がきれいに整美されている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>ホーム内の共有スペースは職員が毎日掃除をしており、プライベートスペースは子どもたちが自分で掃除することにしています。上手くできない子どもたちへは、職員が支援しています。子どもが自分で片付けできるように、写真等を貼る等の工夫もされています。年3回は大掃除を実施し、子どもたちの環境美化の習慣を身につくようにしています。また、施設には技能主事が配置されており、施設内の破損箇所等の修繕が迅速であり、また、庭の手入れも行き届いています。</p>		
A㉑	A-2-(4)-② 子ども一人ひとりの居場所が確保され、安全、安心を感じ る場所となるようにしている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>基本的に中学生以上は個室となっており、一人の居場所が確保されています。低年齢児も、プライベートスペースの机、椅子、私物の保管スペースがあり、個人の空間が確保されています。個室も、一律に年齢で分けているのではなく、個々の子どもの状況に合わせています。</p>		
A-2-(5) 健康と安全		
A㉒	A-2-(5)-① 発達段階に応じ、身体健康（清潔、病気、事故等）につ いて自己管理ができるよう支援している。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>子どもが健康状態を保持できるよう、担当職員は睡眠、排泄、生理等の状況をきちんと把握しています。入浴は、週3回確保しており、また、必要に応じ、フロアに設置されているユニットバスが、利用可能となっています。子どもが、整容等の身だしなみを発達に応じ自立できるよう、声がけをしながら習慣として定着するように支援しています。</p> <p>寝具の日光消毒など、定期的に子どもたちに声掛けし、習慣化されるような取組になることを期待します。子どもの交通事故防止の観点から、ホームから出る際の「ってきます」「お帰りなさい」等の挨拶時に、さりげなく、「車に気をつけて」「横断歩道を気をつけて」などの声掛けする取組を行ってはいかがでしょうか。</p>		
A㉓	A-2-(5)-② 医療機関と連携して一人ひとりの子どもに対する心身の健 康を管理するとともに、必要がある場合は適切に対応してい る。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>健診は、年2回（学校、嘱託医各1回）実施しています。服薬の管理については、マニュアルに沿って全てホーム内の指導室で管理しています。担当職員は、日々、子どもの様子を観察しており、必要に応じ看護職員へ相談し、通院の必要がある場合は、すぐに対応しています。体調の変化については、職員間で情報共有し、継続した支援を行っています。受診や服薬が必要な場合、子ども自身がその必要性を理解できるように、職員はもちろんのこと主治医からも説明をいただいています。また、高校3年生等、自立に向けて準備をしている子どもについては、服薬管理の指導も行っています。</p> <p>法人内にクリニックがあり、細やかに連携していることは評価できます。</p>		
A-2-(6) 性に関する教育		
A㉔	A-2-(6)-① 子どもの年齢・発達段階に応じて、他者の性を尊重する心 を育てるよう、性についての正しい知識を得る機会を設けて いる。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>施設では、「性と生」の学びを行っています。ここ数年は、小学生、中学生、高校生と分けて学習しています。全児童が参加できないこともあり、統一できていない面もみられます。子どもからの性に関する質問や悩みに対しては、職員は真摯に向き合っています。</p> <p>子どもだけでなく、職員も性教育のあり方や生について学習する機会を増やし、年齢や発達段階に応じた適切な支援がなされることを期待します。</p>		
A-2-(7) 自己領域の確保		

A⑩	A-2-(7)-① でき得る限り他児との共有の物をなくし、個人所有とするようにしている。	a・ b ・c
<p>〈コメント〉</p> <p>茶碗や箸は個別に用意されており、シャンプーや洗剤等の日用品も個別の希望を聞きながら購入しています。ただし、全ての子どもの希望に答えられない場合もあります。個人の所有物が、保管できるようにタンスや机は整備されており、自他のものの区別は可能となっています。衣類等の記名に関しては、子どもから了承を得ています。まだ、字が読めない幼少児には、持ち物やタンス等にイラストを活用し、自分の所有物が分かるように工夫をしています。</p>		
A⑪	A-2-(7)-② 成長の記録（アルバム等）が整理され、成長の過程を振り返ることができるようにしている。	a・ b ・c
<p>〈コメント〉</p> <p>子ども一人ひとりのアルバムが整理されており、職員が子どもと一緒に整理したり振り返る機会を作っています。最近では、その時の様子や思いが分かるよう、コメントを残すようにしています。アルバムは職員が管理していますが、自分で管理が可能な子どもで希望があれば、本人が管理することもできます。退所時には、そのアルバムを手渡しています。</p> <p>子どもが一人ひとりが、大切にされているという実感を得ることができるようにするため、アルバムを整理する時期については、誕生月と半年後（ハーフ）等、あらかじめ時期を決めて確実にを行うことを期待します。</p>		
A-2-(8) 行動上の問題及び問題状況への対応		
A⑫	A-2-(8)-① 子どもの暴力・不適応行動などの行動上の問題に対して、適切に対応している。	a ・b・c
<p>〈コメント〉</p> <p>子どもの問題行動への対応としては、マニュアルが整備されており、職員は複数人対応で関わることとし、タイムアウトをとれる支援体制となっています。また、子どもがセルフコントロールできるような支援も行っています。しっかりと子どもの話を聞き、一緒に振り返りを行っており、また、その際には周囲の子どもたちへの安全を図る配慮も同時に行っています。</p> <p>行動上の問題及び問題状況への対応については、全職員に対応方法が周知されており、職員間の情報共有と連携のもと子どもへ対応していることは、高く評価できます。また、職員へのフォロー体制できており、実際に対応できていることは高く評価できます。</p>		
A⑬	A-2-(8)-② 施設内の子ども間の暴力、いじめ、差別などが生じないよう施設全体で取り組んでいる。	a ・b・c
<p>〈コメント〉</p> <p>週1回の子どもたちの朝会があり、その際には園長から、施設内の子ども間の暴力やいじめ、差別がないように伝えています。また、日頃からホームミーティングを行い、子ども同士が、普段から互いの言動等の気になるところについて話し合いを行っています。施設の構造上、危険な箇所については、職員間で情報共有し、対応しています。園長や心理療法担当職員との個別の面談も実施し、子どもたちが相談できる窓口を多く用意をしています。</p>		
A⑭	A-2-(8)-③ 虐待を受けた子ども等、保護者等からの強引な引取りの可能性がある場合、子どもの安全が確保されるよう努めている。	a ・b・c
<p>〈コメント〉</p> <p>保護者からの強引な引取りの可能性がある場合、児童相談所との連絡や連携を密に行い、判断や対応方法が統一できるよう職員間でも周知徹底しています。ケースによっては、緊急会議の開催や、施設だけの対応ではなく、学校や警察等とも連携を行っており、必要時には登下校時に職員が付き添うこともあります。他の子どもたちへの安全の配慮、対応方法についての指導も同時に行っています。</p>		
A-2-(9) 心理的ケア		

A③⑤	A-2-(9)-① 心理的ケアが必要な子どもに対して心理的な支援を行っている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>常勤の心理療法担当職員を配置しており、個別の心理面接を定期的に行っています。心理療法をしている子どもには、心理支援プログラムを策定しています。また、ホーム会議等へも参加しており、職員も心理療法担当職員からの助言を受けて、子どもへの支援方法についての質の向上に努めています。</p> <p>心理的なケアに関して、定期的な面接やSST（ソーシャルスキルトレーニング）の実施等、積極的に取り組まれており、高く評価できます。</p>		
A-2-(10) 学習・進学支援、進路支援等		
A③⑥	A-2-(10)-① 学習環境の整備を行い、学力等に応じた学習支援を行っている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>学習指導員の雇用やボランティアの受入を行い、子どもたちの学習支援を行っています。学習時間の確保に関し、就寝時間を変更するなど柔軟な対応をしており、学習の為に静かな環境を求める場合には配慮しています。ほぼ全ての子どもが、高校進学をしており、中学校3年生は、学習塾に通う子どももいます。</p>		
A③⑦	A-2-(10)-② 「最善の利益」にかなった進路の自己決定ができるよう支援している。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>進路選択にあたっては、ホーム担当職員、保護者や学校、児童相談所の意見も参考にし、十分な話し合いを行っています。また、進路選択する時期に自己決定を促すのではなく、その時期以前から、自己決定する訓練を行い、進路の自己決定がスムーズにできるよう支援しています。子どもが、最善の利益にかなった進路の自己決定ができるよう、奨学金等の必要な情報提供を行っています。</p> <p>卒園後のフォローアップ等は、職員の努力によるところが大きく、組織としての体制作りには至っていないことから、アフターケアに関し組織として対応できる体制を検討されていくことを期待します。</p>		
A③⑧	A-2-(10)-③ 職場実習や職場体験、アルバイト等の機会を通して、社会経験の拡大に取り組んでいる。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>高校生は、アルバイトが可能であり、社会性を身につけるためにも望ましいため、奨励しています。毎年、企業の職場体験を実施しており、小学校低学年から社会経験の拡大に取り組んでいます。資格取得についても奨励しており、希望する子どもには、自立に向けて計画的に資格取得の準備をしています。</p> <p>職場体験や実習は、子どもたちが仕事内容を知り、自らの適性を知る意味でも大切となることから、多くの体験や実習が可能となるよう、組織として体験等の受入可能な事業所等を積極的に開拓していく取組みに期待します。</p>		
A-2-(11) 施設と家族との信頼関係づくり		
A③⑨	A-2-(11)-① 施設は家族との信頼関係づくりに取り組み、家族からの相談に応じる体制を確立している。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>家庭支援専門相談員を配置し、家族関係の調整や相談に取り組んでいます。児童相談所と連携を取りながら、面会や外出、一時帰宅等を取り入れ、子どもと保護者の継続的な関係づくりに取り組み、一時帰宅後の子どもの様子を確認する等の適切な対応を行っています。しかしながら、家庭支援専門相談員の役割について、組織の中で明確になっていない面もみられます。</p> <p>家庭支援専門相談員の役割と具体的な業務について、役割等を明確にすることを期待します。</p>		
A-2-(12) 親子関係の再構築支援		

A④⑩	A-2-(12)-① 親子関係の再構築等のために家族への支援に積極的に取り組んでいる。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>家庭支援専門相談員を配置し、児童相談所と協議の上で、家庭訪問が行われています。支援会議で事前に職員が配慮すべき点等を検討し、共有しながら取り組んでいます。その際、子どもの揺れ等も細やかに日誌に記録し、児童相談所へフィードバックすることになっています。</p> <p>子どもと家族の関係づくり、特に配慮が必要な子どもと家族の関係づくりを積極的に取り組まれることを期待します。</p>		
A-2-(13) スーパービジョン体制		
A④⑪	A-2-(13)-① スーパービジョンの体制を確立し、施設の組織力の向上に取り組んでいる。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>主任職員や基幹的職員、心理療法担当職員が、スーパーバイザーとなり、職員がいつでも相談できる体制を確立しています。職員が、一人で問題を抱え込まないように組織として働きかけをしています。スーパーバイザーも研修や会議等へ出席し、常に質の向上に努めています。</p>		